

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案

令和7年3月
防衛省

【経緯】

- 現在までに我が国は豪州、英国の2か国と円滑化協定（R A A）を締結。昨年7月には、比との間でR A Aに署名。
- 我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増し、様々な同志国の軍隊との連携強化への要請が日増しに強まる中、今後複数の国々とR A Aを締結することも予期される。
- R A Aに係る法制の国民への分かりやすさ及び**R A Aの適確な実施を確保**し、今後締結する円滑化協定の実施に備えるため、我が国が締結したR A Aの実施に関する**諸法律を統合**（いわゆる「**共通規定化**」）

※ R A A : Reciprocal Access Agreement

【法律の内容】

（1） 道路運送法及び道路運送車両法の適用除外

我が国以外の締約国の軍隊が使用する公用車両について、道路運送法及び道路運送車両法の適用除外に係る規定を整備する。

（2） 刑事手続等の特例

逮捕された我が国以外の締約国の軍隊の構成員等の引渡しや、我が国以外の締約国の軍隊の財産の差押え・搜索等に係る規定を整備する。

（3） 国の賠償責任の特例及び特殊海事損害に係る賠償請求の援助

我が国以外の締約国の軍隊の構成員等が、その職務を行うに際し、日本国内において違法に他人に損害を加えたとき等に、我が国が損害賠償の責任を負うこととする等の規定及び特殊海事損害を被った日本国民又は日本国法人に対するあっせんその他必要な援助等に係る規定を整備する。

【条文案】

（現行）

●日豪R A A実施法

第8条 検察官又は司法警察員は、**オーストラリア軍隊**から、日本国の法令による・・・

●日英R A A実施法

第8条 検察官又は司法警察員は、**英国軍隊**から、日本国の法令による・・・



規定を統合

（新）

●R A A実施法

第8条 検察官又は司法警察員は、**締約国軍隊**から、日本国の法令による・・・